

消費税の経理処理について (税抜経理方式と税込経理方式)

ポイント

- 法人税額
他の条件が同じ場合でも、どちらの経理処理方法を採用するかにより、控除対象外消費税額等の損金算入の時期が異なることがある。そのため、毎期の法人税額が同額とならないことがある。ただし、各期を通じた場合、損金算入額の累計は同額となるため、法人税額の累計も同額となる。
- 消費税額
他の条件が同じ場合、どちらの経理処理方法を採用するかにかかわらず、每期とも同額になる。

【参考】消費税の経理処理(税抜経理方式(1))

(法人税法施行令(昭和四十年三月三十一日政令第九十七号))

1. 税抜経理方式を採用している場合(消費税の額を区分して経理する方法)

(1) 次のいずれかに該当する場合には、法人税法上は、損金経理を要件としてその事業年度の損金の額に算入し、また、所得税法上は、全額をその年分の必要経費に算入。

- イ その事業年度又は年分の課税売上割合が80%以上であること。
- ロ 棚卸資産に係る控除対象外消費税額等であること。
- ハ 一の資産に係る控除対象外消費税額等が20万円未満であること。

【例】消費税率5%、課税売上割合90%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

○機械の消費税100百万円のうち、非課税売上割合である10%の10百万円を一括償却

単位:百万円

	消費税分償却なし	消費税分償却あり
益金	7,000	7,000
損金	5,000	5,010
(消費税償却分)	0	▲10
所得金額	2,000	1,990
法人税(税率50%)	1,000	995
(増減)	—	(▲5)

取引の対価の額と
消費税等の額とを
区分して経理

【参考】消費税の経費処理(税抜経理方式(2)-①)

(2)-①

上記(1)に該当しない場合には、「繰延消費税額等」として資産計上し、次に掲げる方法によって損金の額又は必要経費に算入。

イ 法人税

繰延消費税額等を60で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。なお、その資産を取得した事業年度においては、上記によって計算した金額の2分の1に相当する金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。

ロ 所得税

所得税法上も同様の取り扱い。

【例】消費税率5%、課税売上割合75%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

- ・ 機械の消費税100百万円のうち、非課税売上割合である25%の25百万円が繰延消費税
- ・ 繰延消費税の25百万円 \times 12/60 \times 1/2(初年度のみ) = 2.5百万円を償却
次年度以降は25百万円 \times 12/60 = 5百万円を償却

単位:百万円

	消費税分償却なし	消費税分償却あり (初年度)	消費税分償却あり (次年度以降)
益金	7,000	7,000	7,000
損金	5,000	5,002.5	5,005
(消費税償却分)	0	▲2.5	▲5
所得金額	2,000	1,997.5	1,995
法人税(税率50%)	1,000	998.75	997.5
(増減)	—	(▲1.25)	(▲2.5)

取引の対価の額と
消費税等の額とを
区分して経理

【参考】消費税の経費処理(税抜経理方式(2)-②)

(2)-②

上記(1)に該当しない場合には、「繰延消費税額等」として資産計上し、次に掲げる方法によって損金の額又は必要経費に算入。

イ 法人税

繰延消費税額等を60で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。なお、その資産を取得した事業年度においては、上記によって計算した金額の2分の1に相当する金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。

ロ 所得税

所得税法上も同様の取り扱い。

【例】消費税率5%、課税売上割合10%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

- ・ 機械の消費税100百万円のうち、非課税売上割合である90%の90百万円が繰延消費税
- ・ 繰延消費税の90百万円 \times 12/60 \times 1/2(初年度のみ) = 9百万円を償却
次年度以降は90百万円 \times 12/60 = 18百万円を償却

単位:百万円

	消費税分償却なし	消費税分償却あり (初年度)	消費税分償却あり (次年度以降)
益金	7,000	7,000	7,000
損金	5,000	5,009	5,018
(消費税償却分)	0	▲9	▲18
所得金額	2,000	1,991	1,982
法人税(税率50%)	1,000	995.5	991
(増減)	—	(▲4.5)	(▲9)

取引の対価の額と
消費税等の額とを
区分して経理

【参考】消費税の経理処理（税込経理方式）

2. 税込経理方式を採用している場合（消費税の額を区分しないで経理する方法）

○消費税等込みの価額が取得価額になって、償却期間に応じて減価償却

【例】消費税率5%、償却期間5年、21億円（税込み）の設備投資を行った場合、

○21億円（税込み）の設備投資につき、毎年420百万円の減価償却内訳は、

- ・ 機械の償却分が毎年400百万円
- ・ 消費税の償却分が毎年20百万円

単位：百万円

	消費税分償却なし	消費税分償却あり
益金	7,000	7,000
損金	5,000	5,020
所得金額	2,000	1,980
法人税（税率50%）	1,000	990
（増減）	—	（▲10）

取引の対価の額と消費税等の額とを区分せずに経理